

# 令和2年度 第6回 滋賀地方最低賃金審議会資料目次

令和 3年 3月 4日

資料	1	2021年度(令和3年度) 滋賀県特定(産業別)最低賃金の改正等意向表明(写)	..... P 1
資料	2	滋賀県特定(産業別)最低賃金 適用使用者数・適用労働者数	..... P 3
資料	3	令和2年度 滋賀地方最低賃金審議会開催状況	..... P 5
資料	4	令和3年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	..... P 7
資料	5	令和3年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程(案)	..... P 9
資料	6	令和2年度 最低賃金周知広報資料(リーフレット)	..... P11

2021年（令和3年）2月22日

滋賀労働局長  
待鳥 浩二 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
労働側委員 大西 省三  
相澤三千  
大江 彰宏  
吉田  
池内 正博

2021年度（令和3年度）  
滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等意向表明

2021年度（令和3年度）特定（産業別）最低賃金の改正等につきまして、下記の通り「意向表明」を致しますので、貴職でのとりはかりを宜しくお願いします。

— 記 —

1. 2021年度（令和3年度）の特定（産業別）最低賃金について改正等を求めます。

2. 改正等決定を行う最低賃金は、以下の最低賃金とします。（略称にて記載）

- ① 新繊維工業
- ② 窯業・土石製品製造業
- ③ 一般機械器具製造業
- ④ 精密機械器具・電気機械器具製造業
- ⑤ 自動車・同附属品製造業
- ⑥ 各種商品小売業

※尚、詳細につきましては、別紙資料を参照願います。

3. その他

(1) 「申出書」提出と必要性（有無）の審議について

①改正決定に伴う申出（書面提出）は、2021年（令和3年）7月末日を目途に提出します。

②「必要性の有無」につきましては、現行の適用労働者の範囲であり、必要性ありの議決を求めます。

(2) 審議につきましては、「最低賃金審議会の決定方針」に沿って行うこととしますが、早期発効とともに実効性のある改正決定を求めます。

以上



改正等意向表明参考資料

【2021年2月22日】

2021年度(令和3年度) : 滋賀県特定(産業別)最低賃金改正等意向業種

※適用労働者数は平成28年センサスによるもの(出所:滋賀労働局)

意向表明 産業・業種	労働者の範囲	理由	申請ケース 適用労働者数 (予定)	申請者(予定)
紡績業、化学繊維製品製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	左記、申し出産業を営む使用者に使用される基幹的労働者		労働協約 1,995人	UAゼンゼン滋賀県支部 支部長 大西省三
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業			公正競争 4,530人	滋賀県窯業土石関係単産最低賃金連絡会 会長 津田 真志
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業			公正競争 21,242人	滋賀県機械金属最低賃金会議 代表 吉田 守
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業			公正競争 28,019人	滋賀県機械金属関係労組最低賃金連絡会 電気機械部 会長 大江 彰宏
自動車・同附属品製造業			公正競争 9,849人	滋賀県機械金属最低賃金会議 自動車部会 部会長 吉村 蔵志
各種商品小売業			公正競争 5,119人	UAゼンゼン滋賀県支部 支部長 大西省三
			左記、申し出産業における公正競争を確保するため	

## 滋賀県特定(産業別)最低賃金 適用使用者数・適用労働者数

最 低 賃 金 名		適用使用者数	適用労働者数
特 定 （ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、 その他の繊維製品製造業 E1114, E1115, E1116, E1119, E1129, E114, E1156, E1157, E1158, E1159の一部, E1193, E1198, E110, L7282	78	1,995
	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業 E211, E2121, E2129, E2141, E216, E1113, E210, L7282	60	4,530
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 E25, E26(一部除く), E270, E271, E272, L7282	520	21,242
	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E273(E2737, E2738除く), E275, E28, E29(E295, E297, E299除く), E30, E270, L7282	342	28,019
	自動車・同附属品製造業 E311, E310, L7282	99	9,849
	各種商品小売業 156, L7282	34	5,119
	小 計	1,133	70,754

特定(産業別)最低賃金の適用労働者数は、28年センサスをもとに次により計算した。

特定(産業別)最低賃金の適用労働者数	=	「28年センサス」	-	令和2年 最低賃金に関する基礎調査により推計した適用除外労働者数
--------------------	---	-----------	---	----------------------------------



## 令和2年度 滋賀地方最低賃金審議会開催状況

日付	会議名	主要議題
7月8日	公益委員会議	・ 滋賀県最低賃金専門部会等について
7月8日	滋賀地方最低賃金審議会(第1回)	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(諮問)
7月28日	滋賀地方最低賃金審議会(第2回)	・ 中央最低賃金審議会の目安伝達について
7月28日	滋賀県最低賃金専門部会(第1回)	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
7月31日	滋賀県最低賃金専門部会(第2回)	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
8月4日	滋賀県最低賃金専門部会(第3回)	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
8月5日	滋賀県最低賃金専門部会(第4回)	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(金額審議)
8月5日	滋賀地方最低賃金審議会(第3回)	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(答申) ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について(諮問)
8月17日	特別検討小委員会	・ 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無について
8月21日	滋賀地方最低賃金審議会(第4回)	・ 滋賀県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について(答申) ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)
9月18日	特定(産業別)最低賃金合同専門部会	・ 特定(産業別)最低賃金専門部会の審議日程等について ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(資料説明)
9月24日	特定(産業別)最低賃金専門部会 (「精密・電気」第1回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
9月25日	〃 (「窯業・土石」第1回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
9月28日	〃 (「一般機械」第1回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
9月30日	〃 (「精密・電気」第2回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月2日	〃 (「自動車」第1回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月6日	〃 (「自動車」第2回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月7日	〃 (「一般機械」第2回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月12日	〃 (「窯業・土石」第2回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月19日	〃 (「精密・電気」第3回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月20日	〃 (「一般機械」第3回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月22日	〃 (「窯業・土石」第3回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月26日	〃 (「自動車」第3回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(金額審議)
10月30日	滋賀地方最低賃金審議会(第5回)	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)
3月4日	滋賀地方最低賃金審議会(第6回)	・ 特定(産業別)最低賃金について



## 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

令和3年8月

答申要旨 公示	異議申出 締切	官報 公示	発効
8月1日 (日)	8月16日 (月)	8月26日 (木)	9月25日 (土)
8月2日 (月)	8月17日 (火)	8月27日 (金)	9月26日 (日)
8月3日 (火)	8月18日 (水)	8月30日 (月)	9月29日 (水)
8月4日 (水)	8月19日 (木)	8月31日 (火)	9月30日 (木)
<b>8月5日 (木)</b>	<b>8月20日 (金)</b>	<b>9月1日 (水)</b>	<b>10月1日 (金)</b>
8月6日 (金)	8月23日 (月)	9月2日 (木)	10月2日 (土)
8月7日 (土)	8月23日 (月)	9月2日 (木)	10月2日 (土)
8月8日 (日)	8月23日 (月)	9月2日 (木)	10月2日 (土)
8月9日 (月)	8月24日 (火)	9月3日 (金)	10月3日 (日)
8月10日 (火)	8月25日 (水)	9月6日 (月)	10月6日 (水)
8月11日 (水)	8月26日 (木)	9月7日 (火)	10月7日 (木)
8月12日 (木)	8月27日 (金)	9月8日 (水)	10月8日 (金)
8月13日 (金)	8月30日 (月)	9月9日 (木)	10月9日 (土)
8月14日 (土)	8月30日 (月)	9月9日 (木)	10月9日 (土)
8月15日 (日)	8月30日 (月)	9月9日 (木)	10月9日 (土)
8月16日 (月)	8月31日 (火)	9月10日 (金)	10月10日 (日)
8月17日 (火)	9月1日 (水)	9月13日 (月)	10月13日 (水)
8月18日 (水)	9月2日 (木)	9月14日 (火)	10月14日 (木)
8月19日 (木)	9月3日 (金)	9月15日 (水)	10月15日 (金)
8月20日 (金)	9月6日 (月)	9月16日 (木)	10月16日 (土)
8月21日 (土)	9月6日 (月)	9月16日 (木)	10月16日 (土)
8月22日 (日)	9月6日 (月)	9月16日 (木)	10月16日 (土)
8月23日 (月)	9月7日 (火)	9月17日 (金)	10月17日 (日)
8月24日 (火)	9月8日 (水)	9月21日 (火)	10月21日 (木)
8月25日 (水)	9月9日 (木)	9月22日 (水)	10月22日 (金)
8月26日 (木)	9月10日 (金)	9月24日 (金)	10月24日 (日)
8月27日 (金)	9月13日 (月)	9月27日 (月)	10月27日 (水)
8月28日 (土)	9月13日 (月)	9月27日 (月)	10月27日 (水)
8月29日 (日)	9月13日 (月)	9月27日 (月)	10月27日 (水)
8月30日 (月)	9月14日 (火)	9月28日 (火)	10月28日 (木)
8月31日 (火)	9月15日 (水)	9月29日 (水)	10月29日 (金)

令和3年9月

答申要旨 公示	異議申出 締切	官報 公示	発効
9月1日 (水)	9月16日 (木)	9月30日 (木)	10月30日 (土)
9月2日 (木)	9月17日 (金)	10月1日 (金)	10月31日 (日)
9月3日 (金)	9月21日 (火)	10月4日 (月)	11月3日 (水)
9月4日 (土)	9月21日 (火)	10月4日 (月)	11月3日 (水)
9月5日 (日)	9月21日 (火)	10月4日 (月)	11月3日 (水)
9月6日 (月)	9月21日 (火)	10月4日 (月)	11月3日 (水)
9月7日 (火)	9月22日 (水)	10月5日 (火)	11月4日 (木)
9月8日 (水)	9月24日 (金)	10月6日 (水)	11月5日 (金)
9月9日 (木)	9月24日 (金)	10月6日 (水)	11月5日 (金)
9月10日 (金)	9月27日 (月)	10月7日 (木)	11月6日 (土)
9月11日 (土)	9月27日 (月)	10月7日 (木)	11月6日 (土)
9月12日 (日)	9月27日 (月)	10月7日 (木)	11月6日 (土)
9月13日 (月)	9月28日 (火)	10月8日 (金)	11月7日 (日)
9月14日 (火)	9月29日 (水)	10月11日 (月)	11月10日 (水)
9月15日 (水)	9月30日 (木)	10月12日 (火)	11月11日 (木)
9月16日 (木)	10月1日 (金)	10月13日 (水)	11月12日 (金)
9月17日 (金)	10月4日 (月)	10月14日 (木)	11月13日 (土)
9月18日 (土)	10月4日 (月)	10月14日 (木)	11月13日 (土)
9月19日 (日)	10月4日 (月)	10月14日 (木)	11月13日 (土)
9月20日 (月)	10月5日 (火)	10月15日 (金)	11月14日 (日)
9月21日 (火)	10月6日 (水)	10月18日 (月)	11月17日 (水)
9月22日 (水)	10月7日 (木)	10月19日 (火)	11月18日 (木)
9月23日 (木)	10月8日 (金)	10月20日 (水)	11月19日 (金)
9月24日 (金)	10月11日 (月)	10月21日 (木)	11月20日 (土)
9月25日 (土)	10月11日 (月)	10月21日 (木)	11月20日 (土)
9月26日 (日)	10月11日 (月)	10月21日 (木)	11月20日 (土)
9月27日 (月)	10月12日 (火)	10月22日 (金)	11月21日 (日)
9月28日 (火)	10月13日 (水)	10月25日 (月)	11月24日 (水)
9月29日 (水)	10月14日 (木)	10月26日 (火)	11月25日 (木)
9月30日 (木)	10月15日 (金)	10月27日 (水)	11月26日 (金)



# 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定最低賃金の場合)

異議申出締切日翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

年内発効とするためには、**11月1日(月)までに答申要旨を公示**する必要がある。

令和3年10月

答申要旨 公示	異議申出 締切	官報 公示	発効
10月1日 (金)	10月18日 (月)	11月1日 (月)	12月1日 (水)
10月2日 (土)	10月18日 (月)	11月1日 (月)	12月1日 (水)
10月3日 (日)	10月18日 (月)	11月1日 (月)	12月1日 (水)
10月4日 (月)	10月19日 (火)	11月2日 (火)	12月2日 (木)
10月5日 (火)	10月20日 (水)	11月4日 (木)	12月4日 (土)
10月6日 (水)	10月21日 (木)	11月5日 (金)	12月5日 (日)
10月7日 (木)	10月22日 (金)	11月8日 (月)	12月8日 (水)
10月8日 (金)	10月25日 (月)	11月9日 (火)	12月9日 (木)
10月9日 (土)	10月25日 (月)	11月9日 (火)	12月9日 (木)
10月10日 (日)	10月25日 (月)	11月9日 (火)	12月9日 (木)
10月11日 (月)	10月26日 (火)	11月10日 (水)	12月10日 (金)
10月12日 (火)	10月27日 (水)	11月11日 (木)	12月11日 (土)
10月13日 (水)	10月28日 (木)	11月12日 (金)	12月12日 (日)
10月14日 (木)	10月29日 (金)	11月15日 (月)	12月15日 (水)
10月15日 (金)	11月1日 (月)	11月16日 (火)	12月16日 (木)
10月16日 (土)	11月1日 (月)	11月16日 (火)	12月16日 (木)
10月17日 (日)	11月1日 (月)	11月16日 (火)	12月16日 (木)
10月18日 (月)	11月2日 (火)	11月17日 (水)	12月17日 (金)
10月19日 (火)	11月4日 (木)	11月18日 (木)	12月18日 (土)
10月20日 (水)	11月4日 (木)	11月18日 (木)	12月18日 (土)
10月21日 (木)	11月5日 (金)	11月19日 (金)	12月19日 (日)
10月22日 (金)	11月8日 (月)	11月22日 (月)	12月22日 (水)
10月23日 (土)	11月8日 (月)	11月22日 (月)	12月22日 (水)
10月24日 (日)	11月8日 (月)	11月22日 (月)	12月22日 (水)
10月25日 (月)	11月9日 (火)	11月24日 (水)	12月24日 (金)
10月26日 (火)	11月10日 (水)	11月25日 (木)	12月25日 (土)
10月27日 (水)	11月11日 (木)	11月26日 (金)	12月26日 (日)
10月28日 (木)	11月12日 (金)	11月29日 (月)	12月29日 (水)
10月29日 (金)	11月15日 (月)	11月30日 (火)	12月30日 (木)
10月30日 (土)	11月15日 (月)	11月30日 (火)	12月30日 (木)
10月31日 (日)	11月15日 (月)	11月30日 (火)	12月30日 (木)

令和3年11月

答申要旨 公示	異議申出 締切	官報 公示	発効
11月1日 (月)	11月16日 (火)	12月1日 (水)	12月31日 (金)
11月2日 (火)	11月17日 (水)	12月2日 (木)	1月1日 (土)
11月3日 (水)	11月18日 (木)	12月3日 (金)	1月2日 (日)
11月4日 (木)	11月19日 (金)	12月6日 (月)	1月5日 (水)
11月5日 (金)	11月22日 (月)	12月7日 (火)	1月6日 (木)
11月6日 (土)	11月22日 (月)	12月7日 (火)	1月6日 (木)
11月7日 (日)	11月22日 (月)	12月7日 (火)	1月6日 (木)
11月8日 (月)	11月24日 (水)	12月8日 (水)	1月7日 (金)
11月9日 (火)	11月24日 (水)	12月8日 (水)	1月7日 (金)
11月10日 (水)	11月25日 (木)	12月9日 (木)	1月8日 (土)
11月11日 (木)	11月26日 (金)	12月10日 (金)	1月9日 (日)
11月12日 (金)	11月29日 (月)	12月13日 (月)	1月12日 (水)
11月13日 (土)	11月29日 (月)	12月13日 (月)	1月12日 (水)
11月14日 (日)	11月29日 (月)	12月13日 (月)	1月12日 (水)
11月15日 (月)	11月30日 (火)	12月14日 (火)	1月13日 (木)
11月16日 (火)	12月1日 (水)	12月15日 (水)	1月14日 (金)
11月17日 (水)	12月2日 (木)	12月16日 (木)	1月15日 (土)
11月18日 (木)	12月3日 (金)	12月17日 (金)	1月16日 (日)
11月19日 (金)	12月6日 (月)	12月20日 (月)	1月19日 (水)
11月20日 (土)	12月6日 (月)	12月20日 (月)	1月19日 (水)
11月21日 (日)	12月6日 (月)	12月20日 (月)	1月19日 (水)
11月22日 (月)	12月7日 (火)	12月21日 (火)	1月20日 (木)
11月23日 (火)	12月8日 (水)	12月22日 (水)	1月21日 (金)
11月24日 (水)	12月9日 (木)	12月23日 (木)	1月22日 (土)
11月25日 (木)	12月10日 (金)	12月24日 (金)	1月23日 (日)
11月26日 (金)	12月13日 (月)	12月27日 (月)	1月26日 (水)
11月27日 (土)	12月13日 (月)	12月27日 (月)	1月26日 (水)
11月28日 (日)	12月13日 (月)	12月27日 (月)	1月26日 (水)
11月29日 (月)	12月14日 (火)	12月28日 (火)	1月27日 (木)
11月30日 (火)	12月15日 (水)	1月4日 (火)	2月3日 (木)

令和3年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程 (案)

	7月	8月	9月	10月	11月	3月
最低賃金審議会	<p>5日 月 PM 地賃改正諮問</p> <p>中旬 事業所視察</p> <p>28日 水 AM 目安伝達 意見聴取</p> <p>30日 金 AM 目安伝達予備日</p>	<p>4日 水 PM 答申 特賃必要性諮問</p> <p>23日 月 AM 異議審 特賃必要性答申 特賃改正諮問</p>	<p>29日 金 AM 特定最賃答申</p>	<p>16日 火 特定最賃異議審</p>	<p>3日 木 ← 特定最賃意向表明 4日 金 7日 月</p>	
特別検討小委員会等	<p>5日 月 PM 公益委員会議 会長選出</p>	<p>17日 火 19日 水 特別検討小委員会 特賃必要性有無</p>				
地域最賃専門部会	<p>5日 月 委員推薦公示</p> <p>19日 月 委員推薦締切</p> <p>28日 水 PM 金額審議</p>	<p>4日 水 AM 金額審議</p>				
特定最賃専門部会		<p>23日 月 委員推薦公示</p>	<p>6日 月 委員推薦締切</p> <p>16日 水 17日 金 24日 金 金額審議 各専門部会</p> <p>28日 水 各専門部会</p>			

は日程変更が困難な日





# 守ってね! 最低賃金。



## 滋賀県 最低賃金

(令和2年10月1日発効)

時間額 **868**円

### 特定(産業別)最低賃金 (令和2年12月31日発効)

ガラス・同製品、  
セメント・同製品、  
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、  
炭素繊維製造業

**924**時間額  
円

はん用機械器具、  
生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業

**933**時間額  
円

計量器・測定器・  
分析機器・試験機、  
光学機械器具・レンズ、  
電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業

**917**時間額  
円

自動車・  
同附属品製造業

**936**時間額  
円

CHECK!



- ※1 最低賃金の対象となる賃金には、次の賃金は含まれません。  
①結婚手当など臨時に支払われる賃金    ②賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金  
③時間外手当    ④休日手当    ⑤深夜手当の割増部分    ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ※2 特定(産業別)最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。
- ※3 派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
- ※4 特定(産業別)最低賃金には上記の他「紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業」最低賃金(時間額789円)、「各種商品小売業」最低賃金(時間額840円)がありますが、滋賀県最低賃金が適用されます。

### ● お問い合わせ先



滋賀労働局賃金室 077(522)6654

大津労働基準監督署 077(522)6616

滋賀労働局のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/>

彦根労働基準監督署 0749(22)0654

東近江労働基準監督署 0748(22)0394

